

盛岡市自主防災組織結成推進指針

（目的）

第1条 この指針は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定及び盛岡市地域防災計画に基づき、自主防災組織の結成を推進するとともに、育成、指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この指針において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織とは、コミュニティ地区を単位として、地震等の災害が発生し又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し又は予防するため、地域住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
- (2) 育成指導機関とは、盛岡地区広域消防組合消防本部、盛岡中央消防署、盛岡西消防署及び盛岡南消防署（以下「盛岡消防本部等」という。）をいう。
- (3) 育成指導の協力機関とは、盛岡市消防団をいう。

（組織編成）

第3条 組織編成は、別表第1の組織を編成し、かつ別表第2の役割分担に基づいて、活動する組織を編成する。

- 2 組織を編成した場合には、市長に自主防災組織結成届出書（様式1）及び役員名簿（様式2）並びに自主防災隊（会）組織図（様式3）を提出する。

（育成指導方針）

第4条 自主防災組織の育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、結成されている組織には、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導する。

（業務）

第5条 育成指導機関及び協力機関が行う組織の育成指導に関する業務は、別表第3のとおりとする。

- 2 育成指導機関及び協力機関は、前項に規定する業務を積極的に実施するとともに、相互に協力する。

（編成の指導）

第6条 自主防災組織の編成に係る指導は、盛岡市町内会連合会等との交流の機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その編成を働きかけるとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう指導する。

(活動の指導)

第7条 自主防災組織の活動に係る指導は、その活動を実行するため、自発的な活動を計画的に働きかけて組織の活性化を図るよう指導する。

(防災資器材の交付)

第8条 自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために最低限必要とする防災資器材を交付する。

2 防災資器材の交付方法等については、別に定める。

3 防災資器材の交付は、組織の結成時において、1回に限り交付する。

(訓練の実施)

第9条 自主防災組織は、自ら地域における防災訓練を計画し、防災資器材を活用した訓練を実施するとともに、市が主催する総合防災訓練等にも参加する。

2 自主防災組織は、地域における防災訓練等を実施する場合には、育成指導機関に防災訓練等実施申請書(様式4)を提出して指導を受ける。

(組織の変更)

第10条 自主防災組織の長は、市長に提出した自主防災組織結成届出書に変更が生じた場合は、自主防災組織変更届出書(様式5)を提出する。

(台帳の整備)

第11条 育成指導機関の盛岡消防本部等は、自主防災組織台帳(様式6)に記録する。

(委任)

第12条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この指針は、平成17年3月15日から施行する。

附 則

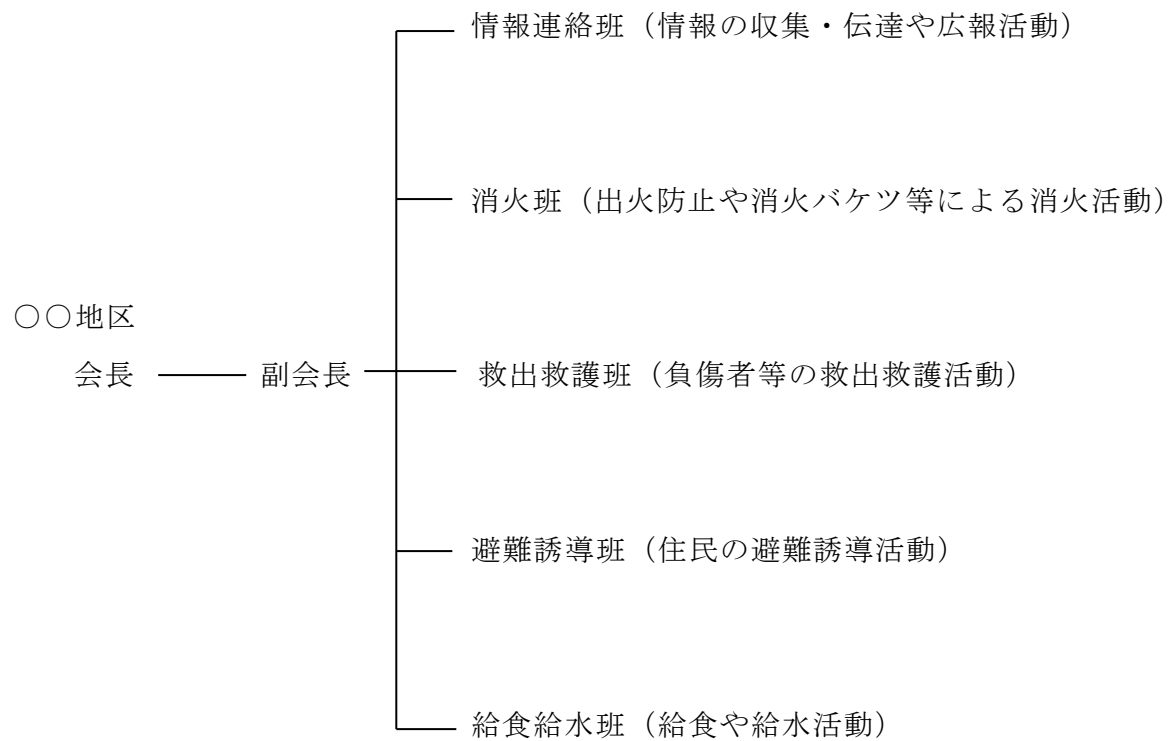
この指針は、平成30年12月27日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年1月28日から施行する。

別表第1（第3条関係）

自主防災組織の編成



別表第2（第3条関係）

自主防災組織の役割

活動内容 班編成	平常時の活動	災害時の活動
	いつ災害が発生しても、それに対応できるようにするため、日頃から訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得し、災害時における行動力を養う。	地震等の災害が発生したとき、災害の実態に応じた活動体制をとる。 なお、火災の心配のない場合の消火班は、他の班の活動を支援するなど、協力して災害に対処する。
情報連絡班	1 防災知識の普及に努める。 2 市又は防災関係機関からの情報を周知する。	1 災害情報の収集や伝達を行う。 2 避難指示等の伝達を行う。
消 火 班	1 消火器・三角バケツ等の使用方法及び消火技術を習得する。 2 出火防止対策を習得する。	1 初期消火活動を行う。 2 地震時における出火の防止活動を行う。
救出救護班	家屋の倒壊や落下物により負傷した人の救出方法及び応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	1 負傷者等の救出活動を行う。 2 応急手当等の救護活動を行う。
避難誘導班	定められた場所まで安全に避難させる要領を習得する。	1 安全な避難場所への避難誘導を行う。 2 避難行動要支援者等の避難の介助を行う。
給食給水班	炊き出し訓練の実施や配布方法等を習得する。	1 炊き出し等の給食活動を行う。 2 飲料水の給水活動を行う。

別表第3（第5条関係）

育成指導機関及び協力機関の業務

機 関 名	業 務
盛岡市総務部 消防対策室	自主防災組織の育成に関する事務の総括に関すること。
盛岡地区広域 消防組合消防 本部	1 自主防災組織の育成計画に関すること。 2 地域防災のリーダーの育成に関すること。 3 自主防災組織の育成に関し、防災に係る技術的な助言、指導等に関すること。 4 自主防災組織の育成指導に関すること。 5 防災訓練等の指導に関すること。
盛岡市消防団	1 自主防災組織の育成に係る協力に関すること。 2 防災訓練等の指導に係る協力に関すること。

様式 1 (第 3 条関係)

自 主 防 災 組 織 結 成 届 出 書

令和 年 月 日

盛岡市長 様

自主防災隊

隊長 _____ (印)

次のとおり結成したので届け出ます。

1 自主防災組織の名称

自主防災隊

2 構成世帯数

_____ 世帯 (令和 年 月 日現在)

3 添付する書類

- (1) 役員名簿
- (2) 規約
- (3) 組織図

○ 最寄りの消防署又は出張所にお届けください。

盛岡中央消防署 (盛岡駅西通 1-27-55)、玉山出張所 (渋民字泉田 361)、上田出張所 (上田 4-12-21)

松園出張所 (西松園 2-18-2)、中野出張所 (中野 1-20-9)、盛岡西消防署 (青山 3-8-10)

繫出張所 (繫字萩内沢 62-5)、城西出張所 (上厨川字新田 85-20)、厨川出張所 (厨川 1-9-5)

盛岡南消防署 (三本柳 10-47)、仙北出張所 (仙北 3-15-41)

様式 2（第 3 条関係）

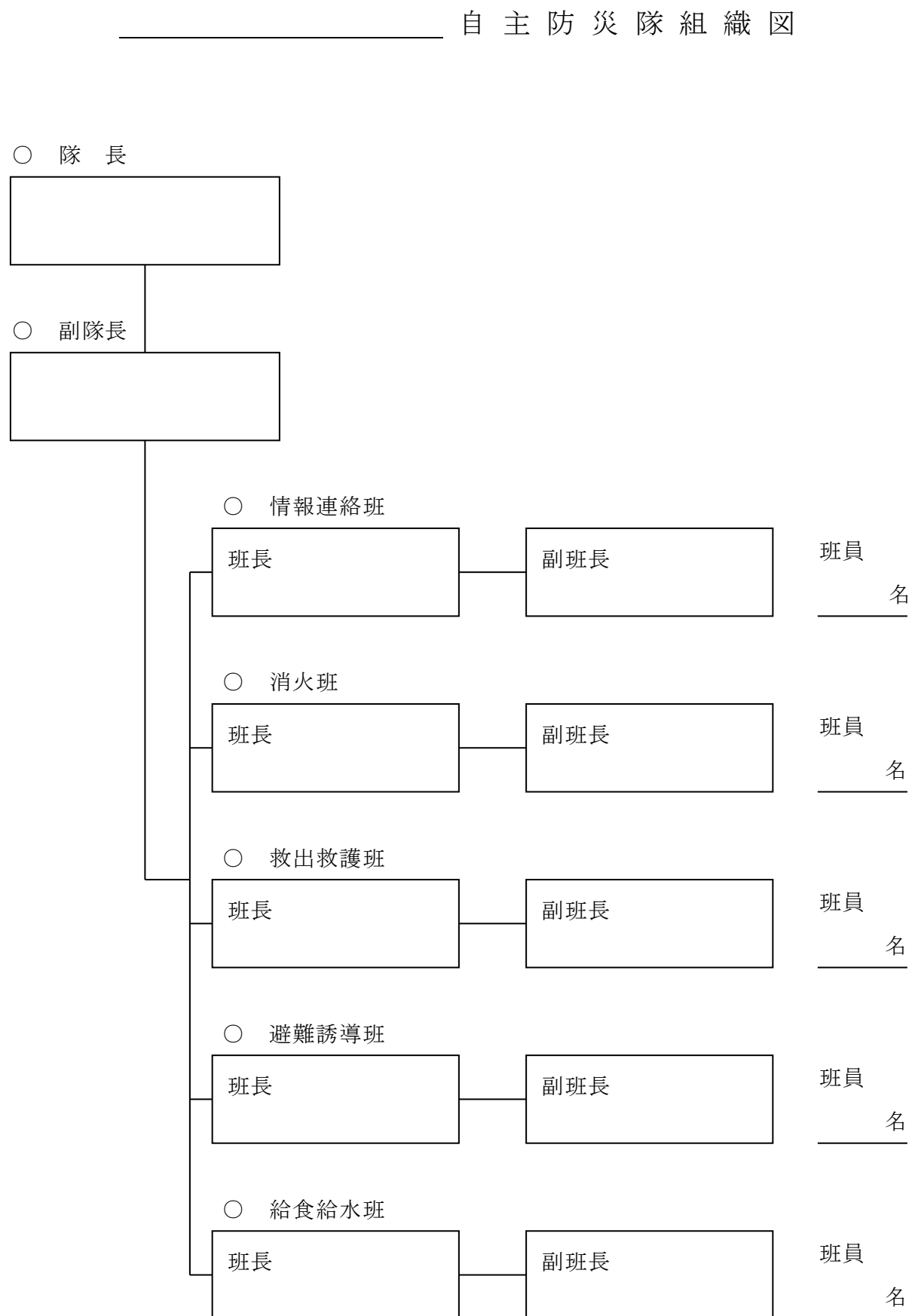
役 員 名 簿

自主防災隊

役職名（自主防災隊）	氏 名	住 所	電話番号

（注） 名簿は、自主防災隊の役員の各班長以上を記入すること。

様式 3 （第 3 条関係）



[illegible]

2 訓練計画書などがある場合には添付すること。

盛岡中央消防署（盛岡駅西通 1-27-55）、玉山出張所（渋民字泉田 361）、上田出張所（上田 4-12-21）
松園出張所（西松園 2-18-2）、中野出張所（中野 1-20-9）、盛岡西消防署（青山 3-8-10）
繫出張所（繫字萩内沢 62-5）、城西出張所（上厨川字新田 85-20）、厨川出張所（厨川 1-9-5）
盛岡南消防署（三本柳 10-47）、仙北出張所（仙北 3-15-41）

自主防災組織變更届出書

令和 年 月 日

盛岡市長 様

自主防災隊

隊長

次のとおり変更したので届出します。

- 1 變更年月日

令和 年 月 日

- ## 2 変更内容

役員異動、その他（ ）

- ### 3 構成世帯数

世帯（令和 年 月 日現在）

- #### 4 添付する書類

- (1) 役員名簿
- (2) 規約
- (3) 組織図

- 最寄りの消防署又は出張所にお届けください。

盛岡中央消防署（盛岡駅西通 1-27-55）、玉山出張所（洺民字泉田 361）、上田出張所（上田 4-12-21）

松園出張所（西松園 2-18-2）、中野出張所（中野 1-20-9）、盛岡西消防署（青山 3-8-10）

繫出張所（繫字菰内沢 62-5）、城西出張所（上厨川字新田 85-20）、厨川出張所（厨川 1-9-5）

盛岡南消防署（三本柳 10-47）、仙北出張所（仙北 3-15-41）

様式 6 （第 11 条関係）

自 主 防 災 組 織 台 帳

自主防災隊

（結成年月日） 令和 年 月 日

署所名		関係分団名	第 分団 部
-----	--	-------	----------------------

自主防災組織届出状況

届出年月日	世帯数	隊 長		
		氏 名	住 所	電 話
令和 年 月 日				